

# 乗合事業の導入の手続について

---

**九州運輸局 自動車交通部**

**旅客第一課**

**平成27年10月28日**



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

## ○緑ナンバー

福岡 200  
あ 12-34



事業用自動車

運賃をとって人を運ぶバス



プロの運転手さんが運転

旅客自動車運送事業

## ○白ナンバー

福岡 200  
さ 56-78



自家用自動車

運賃をとってはいけない

(原則)

## ・ 旅客自動車運送事業とは.....

道路運送法第2条第3項に規定されている

○他人の需要に応じて

○有償で（運賃を受け取って）

○自動車を使用して

福岡 200  
あ 12-34

旅客を運送する事業

## ◆ 「一般」と「特定」.....〇〇旅客自動車運送事業

「一般」とは.....

不特定多数(誰でも)を運送する事業(乗合バス・貸切バス)

「特定」とは.....

特定の人や団体を運送する事業(スクールバスなど)



乗合（路線）バス



（コミュニティバス）



貸切バス



スクールバス

## 「乗合」と「貸切」の違い

### 乗合バス

個別に運賃支払い



・日常の移動手段

### 貸切バス

一括して契約  
(一個の契約)



旅行社  
幹事など

・観光旅行などレジャー目的の移動手段

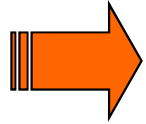
### 〔一般「乗合」旅客自動車運送事業〕

- ・個別に運送申込み・運賃支払い
- ・同じ車両に複数の客が「乗り合わせ」

### 〔一般「貸切」旅客自動車運送事業〕

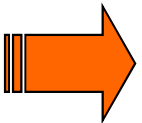
- ・旅行社などが複数の客をとりまとめて一個の契約(貸切契約)を結ぶ
- ・同じ車両には、一つの団体のみ

## 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス)

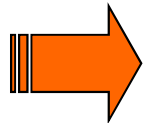


### ○路線定期(路線バス)

……路線を定めて定期に運行するバス  
一般路線バス、高速バスなど



○路線不定期……路線を定めて予約に応じて「不定期」に運行するバス



### ○区域運行(デマンドバス)

……運行する区域を予約に応じて  
運行するバス。  
10人以下の車両が多く「乗合タクシー」と  
呼ばれることが多い。



乗合事業を始めるには  
**事業許可** が必要

安全性が確保できる事業者にのみ、国が許可

支局に許可申請

本省又は運輸局で審査

許 可

準備整い次第、事業開始

○事業としての適切性  
(役員・法令知識・資金計画など)

○事業施設の確保  
(営業所・車庫・事業用車両など)

○人の確保  
(運転者、運行管理者、整備管理者など)

○路線の安全性  
(安全にバスが運行できるか、  
バス停は乗降に問題ないか など)

○事故への備え (損害賠償能力)

## ・ 事業許可制度

「路線」ごとの「免許制」による参入規制を撤廃、許可制に

○「包括」事業許可制度

……乗合事業許可を一旦受ければ、全国どこでも乗合事業可能

○事業計画 ……具体的な事業内容は「事業計画」で定める

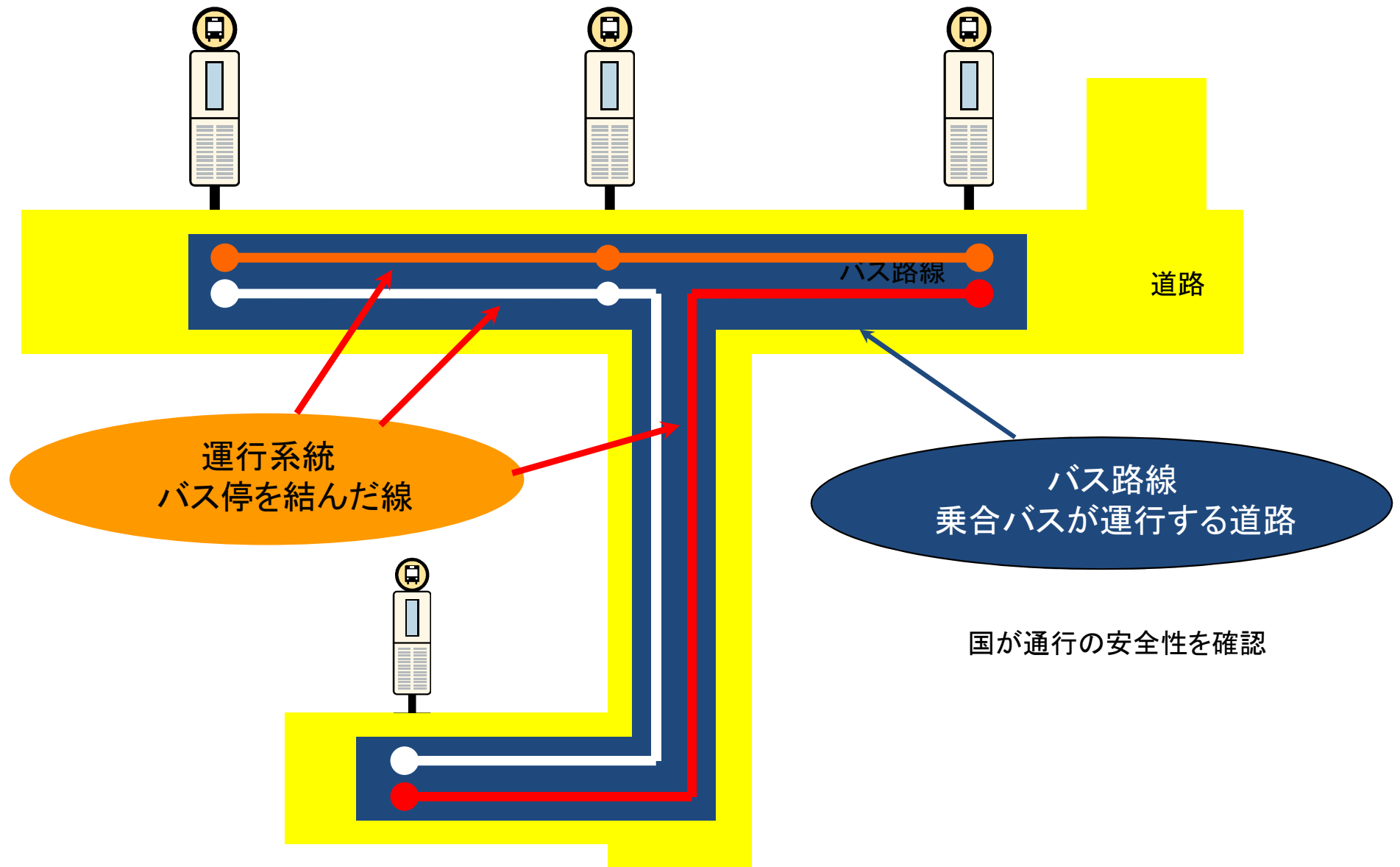
- ・どの区間を運行するか(路線) ・使用する車両の大きさや台数
- ・営業所や車庫 ・バス停など、事業遂行上必要な計画を定める

○運行計画 ……バス路線上の具体的なバスの運行を定める

……バスの運行系統 ・運行回数 ・時刻

○運賃 上限認可制、上限から2割以内の実施運賃

認可・届出  
国のチエック



## 道路運送法第82条

一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。

## 旅客の運送に付随してとは？

平成27年4月の通達により、路線不定期運行及び区域運行による少量貨物の運送にあたっては、運行予約のない場合にも拡大。

## 少量貨物とは？

乗客に対し、貨物の大きさや数量により乗車スペースが損なわれない範囲までの物量であって、貨物運送事業の妨げとならないもの。

## 【定義】

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村が主体的に計画し運行するものをいう。

## 【運行の方法】

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス(乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む)

市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

